

○審議案件

(1) 諮問第2号 国民健康保険税 課税限度額の引上げについて

1. 改正の趣旨

「令和2年度税制改正の大綱」(令和元年12月20日閣議決定)において、国民健康保険税における負担の公平性を図るため「課税限度額の引上げ」と「軽減措置の拡充」が盛り込まれました。

今後、3月末までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。名寄市では、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

2. 改正の内容について

・課税限度額とは、1世帯(納税義務者)に課税される限度の金額(年間)のことです。

区分	改正前	改正後	増加額
医療分	61万円	63万円	2万円
後期分	19万円	19万円	変更なし
介護分	16万円	17万円	1万円
合計	96万円	99万円	3万円

3. 限度額の推移について

年度	基礎賦課額		後期高齢者支援金		介護納付金		合計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
平成27年度	52万円	+1万円	17万円	+1万円	16万円	+2万円	85万円	+4万円
28年度	54万円	+2万円	19万円	+2万円	16万円	—	89万円	+4万円
29年度	54万円	—	19万円	—	16万円	—	89万円	—
30年度	58万円	+4万円	19万円	—	16万円	—	93万円	+4万円
31年度	61万円	+3万円	19万円	—	16万円	—	96万円	+3万円
令和2年度	63万円	+2万円	19万円	—	17万円	+1万円	99万円	+3万円

4. 該当世帯の例

① 3人世帯の場合

(介護分2人、所得1人、固定資産税なし)

区分	限度額に達する給与所得		
	引上げ前	引上げ後	差額
医療分	7,478,649円	7,748,919円	270,270
後期分	5,396,667円	変更なし	0
介護分	5,830,000円	6,246,667円	416,667

② 4人世帯の場合

(介護分2人、所得1人、固定資産税なし)

区分	限度額に達する給与所得		
	引上げ前	引上げ後	差額
医療分	7,194,865円	7,465,136円	270,271
後期分	5,063,334円	変更なし	0
介護分	5,830,000円	6,246,667円	416,667

○審議案件

(2) 国民健康保険税 軽減判定所得の引上げについて

1. 改正の内容について

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（一人当り課税）及び平等割（一世帯当り課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のこと（低所得者対策）

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円 + 28万円 × 国保加入者数
	改正後	33万円 + 28.5万円 × 国保加入者数
2割軽減	改正前	33万円 + 51万円 × 国保加入者数
	改正後	33万円 + 52万円 × 国保加入者数

※改正時期：令和2年度の税制改正後、令和2年4月1日から施行予定。

2. 該当世帯の例

■ 2人世帯の場合 年金所得

(65歳以上、妻の年金収入が80万円以下)

※65歳以上の年金所得者は、15万円控除して計算

軽減種別	軽減の対象となる所得	
	改正前	改正後
7割軽減	48万円以下	変更なし
5割軽減	104万円以下	105万円以下
2割軽減	150万円以下	152万円以下

■ 3人世帯の場合 給与所得等

軽減の対象となる所得	
改正前	改正後
33万円以下	変更なし
117万円以下	118.5万円以下
186万円以下	189万円以下

3. 個人所得課税の見直しを踏まえた国保税の見直し

個人所得課税の見直しに伴い、国保税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするため見直しを実施予定

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正前	33万円以下
	改正後	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	改正前	43万円 + 28.5万円 × 国保加入者数
	改正後	43万円 + 28.5万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	改正前	33万円 + 52万円 × 国保加入者数
	改正後	43万円 + 52万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※改正時期：令和2年度の税制改正後、令和3年4月1日から施行予定